

別表第八 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機 (略)

2 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流電気機械器具

2(1)イ(1) ~ 2(41)ハ	(略)
2(41)ホ	<u>「産業用のもの」とは、産業の用に供される製品であって、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売される製品以外のものをいう。</u>
2(41) (別表第 八1(4)) ~ 2(42)ホ	(略)
2(42)ト	<u>別表第八2(41)ホの細則に同じ。</u>
2(42) (別表第 八1(8)) ~ 2(48)ホ	(略)
2(48)へ	<u>別表第八2(41)ホの細則に同じ。</u>
2(48) (別表第 八1(2) へ) ~ 2(94)チ	(略)
2(94)ヌ	<u>別表第八2(41)ホの細則に同じ。</u>
2(94の2) のイ(1) ~ 附表第五	(略)